



発行:文化市民局 市民生活部 市民総合相談課



本誌に関するお問い合わせは
075(256)1110

2009. 秋号

生 活 情 報 誌

マイシティライフ 202

- 2 …… 特 集 消費者力検定にチャレンジしよう!!
- 4 …… 暮らし百科 現代社会は「お節介乏症」～これでは生活を守れない～
- 5 …… すぐに使えるちえぶくろ 知っておきたい! 成年後見制度
- 6 …… 消費生活相談の小窓 インターネットショッピング
- 8 …… その他 市民総合相談課ごあんない・クロスワード ほか

新「消費生活基本計画」策定へ



7月13日に第95回京都市消費生活審議会を開催し、次期京都市消費生活基本計画の策定について、諮問しました。

今後、審議会における審議や市民意見募集を経て、平成22年度中に策定します。

※京都市消費生活基本計画…消費者の権利の実現を図るために、本市の消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するために策定した計画。現行計画は平成18年度から平成22年度までを実施期間としている。

今号の消費者川柳

図書カード
3,000円分
進呈!

エコなのか 家電の買い替え 粗大ごみ (左京区在住の方の作品)

マイシティライフでは、市民自らが消費生活についての意識を高めていただく機会とするため、「消費者川柳」を募集しています。

悪質商法や消費者問題への警鐘など、消費者の喜怒哀楽を川柳にしてみませんか! ※応募については、8ページをご覧ください。

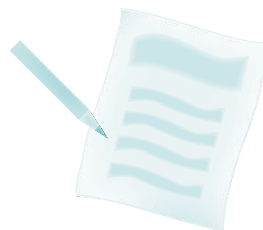


京 都 市

消費者力検定に チャレンジしよう!!

私達は、日々、モノを買い、使い、捨てる、料理をする、食事をする、テレビを見る、電話をかける…といった消費生活をおくっています。テレビや新聞等では、暮らしに役立つ情報を簡単に手に入れることができますが、その一方で、日々、悪質商法、食品表示偽装、製品事故など消費生活に不安を与えるニュースが飛び交っています。

消費に関する正しい知識を身に付け、消費に対する感性を磨けば、消費者被害に巻き込まれることも、必要以上に不安に思うこともなくなります。



「消費者力検定」とは？

消費生活についての正しい知識を身に付けるため、2004年からスタートした「消費者力検定」は、財団法人日本消費者協会が実施しています（公開会場は全国10ヶ所）。「消費者力」とは、“生活じょうずになるために必要な力”という意味です。

過去問にトライしてみよう!!

Q1 登録した覚えのないサイトから登録料3万円を請求するメールが届いた。このときの対処方法として適切なものを①～④から選びなさい。

- ① 無視する
- ② 覚えはないが、請求されたので支払う
- ③ 請求の根拠を問い合わせる
- ④ 個人情報の削除を条件に支払う

Q2 契約が成立しているものがいくつあるか①～④から選びなさい。

- (ア) 友人と一緒にパソコンを買いに行く約束をした。
- (イ) 市の中心部に行くために電車に乗った。
- (ウ) 大型電気店でパソコンについて店員に質問した。
- (エ) パソコンを買って送ってもらうことにしたが、まだ届いていない。

① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ

広告

借金や過払い金の問題などでお困りの方へ **無料法律相談** のご案内



クレジット・サラ金相談



相談料 **無料** (初回・1回 30分)

京都弁護士会館 平日(9時半～12時、13時～16時)
京都タワービル3階 平日の火曜・木曜(18時～20時半)

まずはお電話下さい!!



075-231-2378



きつとある あなたを支える 法と智恵 **京都弁護士会** 受付時間(平日 9時～12時/13時～17時)

「消費者力検定」受験のための対策講座を実施します！

京都市では、消費者力検定の受験に向けた対策講座を下記のとおり開講します。あわせて、受講者のための消費者力検定を実施します。

【受験対策講座の日時・テーマ（予定）】

平成21年10月14日（水）	10:00～12:00, 13:00～15:00	受験対策講座「衣生活、食生活、住生活、環境」
平成21年10月15日（木）	10:00～12:00, 13:00～15:00	受験対策講座「契約、悪質商法、サービス、生活経済」
平成21年10月22日（木）	10:00～12:00, 13:00～15:30	受験対策講座「総論と最近の消費者問題」 模擬試験と解答解説

【消費者力検定試験の日時】

平成21年11月8日（日）	10:00～12:00（試験は80分間）	消費者力検定試験
---------------	----------------------	----------

- 会 場 京都市市民総合相談課研修室（8ページのとり）
- 講 師 財団法人日本消費者協会派遣講師 他
- 定 員 60名（先着順、9月1日（火）～10月5日（月）の間、受付。定員になり次第、締切。）
- 教 材 消費者力検定受験対策テキスト2冊
- 費 用 3500円（消費者力検定試験受験料）
- 主 催 京都市
- 共 催 京都生活協同組合、NPO法人コンシューマーズ京都（京都消費者団体連合会）
- 対 象 18歳以上の方
- お申し込み先 京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）



電話：661-3755 FAX：661-5855

上記へ電話もしくはFAXでお申し込み下さい。申込み時は、氏名、住所、郵便番号、電話番号をお伝えください。

Q1 答え：①

登録した覚えがないということは契約は成立していないと考えられ、登録料を支払う必要はありません。連絡をとると相手に個人情報を与えてしまう危険性があるので避けたほうがよいといえます。

Q2 答え：②

契約は法律的強制力を伴い、当事者の意思の一致があれば成立します。（ア）は友人に強制することはできず契約とはいえません。（イ）は鉄道会社との契約です。（ウ）は契約の前段階のもので契約成立とは言えません。（エ）は商品の引渡しがなくともパソコンの購入は成立しており、（イ）と（エ）は契約成立といえます。

出典・参考 財団法人日本消費者協会ホームページ <http://www.jca-web.org/>

広告

借金、離婚など法的トラブルの解決は、まず電話から



法制度や適切な相談窓口を紹介します。

☎0503383-5433

平日/9:00～12:00 13:00～16:00

京都市中京区河原町三条上ル 京都朝日会館9階

法テラス京都



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

現代社会は「お節介乏症」 ～これでは生活を守れない～

関西福祉大学大学院社会福祉学研究科教授

小國 英夫

私は最近片道2時間半の電車通勤をするようになった。電車の中の風景を見ていると圧倒的に多いのは「個人的に楽しんでいる風景」である。イヤホンで音楽を聴く。携帯でテレビを観たり小説を読む。メールをする。ゲームをする等々である。殆んどの人がそうした機器類をもっている。実は私も最近「アイポッド (iPod)」を購入し音楽を楽しんでいる。みんな一人遊びが上手である。通勤電車の中だから仕方ないということではない。それ以外の場面でも「共に楽しむこと」が少ない。

近年は良い人間関係(コミュニケーション)がづくりにくくなっている。お節介もしなくなっている。見て見ぬ振りも多い。家族ですら互いに学び合い助け合うことがなくなってきた。携帯やパソコンに代表されるコミュニケーションシステムが溢れかえっているが、コミュニケーションはできていない。「孤独なコミュニケーション」とでもいうべきか。そして少しでも面倒なことは「専門家任せにする」か、「状況から逃避する(引き籠る)」ことが多い。要するに自分達(家族、近隣、友人、職場の仲間等々)で取り組もうとはしない。それが自分にとって大事なことであったとしてもである。

消費者被害はそうした状況の中で増えることはあっても減ることはない。そのために防止策が次々と打ち出されるが決め手にはならない。肥大化したシステムを嘲笑うように被害が増加する。

消費者保護対策や個人情報保護、また成年後見制度等は確かに必要な制度でありシステムであるが、これらを使いこなす条件が整っ

ていない。その条件とは何か。それは多分「生活者ネットワーク」の形成であろう。家族、近隣、友人、職場の仲間等々が何でも向き合って話し合い、悩みを共有する関係がなければシステムや専門家の働きも空転するばかりである。介護保険のケアプランもケアマネさん任せではより良い助けにはならない。自分達のことは自分達で取り組むことが基本である。やはり現代社会は「生活者としての主体性」と、「助け合いのお節介」が欠乏している。

こうした欠乏の背景には生活者感覚よりも仕事の感覚に頼る「非生活者の思考」が見て取れる。すべてがビジネスモデルになっている。現代社会の深刻な問題である。



ご存知ですか？

知っておきたい！成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的・精神の障害等により、自分ひとりでは契約や財産の管理、遺産分割の協議等を行うことが難しい方の権利を守り、法的に後見人がサポートする制度です。制度を利用することにより、不十分な判断能力の方が、不利益な契約を結んでしまうといった悪質商法の被害を防ぐことができます。

具体的には、「法定後見制度」と「任意後見制度」と大きく分けて2種類あります。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、親族等が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所は援助者を選任します。援助者は本人の日常生活上での判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つに区分され、それぞれ成年後見人・保佐人・補助人が、本人の財産管理や契約の代理等をします。援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

区 分	本人の判断能力	援助者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することができます。
保 佐	特に不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	

任意後見制度

本人に判断能力があるうちに、将来、自己の判断能力が不十分になったときに備え、公証役場で公正証書を作成し、財産管理や契約の代理等について代理権を与える契約を結び、任意後見受任者を選んでおきます。判断能力が衰えたときに任意後見人などが家庭裁判所に申し立て、任意後見人を監督する「任意後見監督人」が選任されることで、効力が発生します。

● 手続

	法定後見制度	任意後見制度	
手続きする場所と方法	本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て	公証人役場で公正証書を作成	家庭裁判所で任意後見監督人を選任
申立てに必要なもの	申立書、申立手数料、登記印紙、切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書等	公正証書作成手数料、登記嘱託手数料、収入印紙、切手代等	収入印紙、登記印紙、切手等
※その他、医師の鑑定料等、別途費用がかかる場合があります。			

● お問い合わせ先

- ・成年後見の手続きに関すること… **京都家庭裁判所 (075) 722-7211**
- ・任意後見契約に関すること… **京都公証人合同役場 (075) 231-4338**

インターネットショッピング



パソコンや携帯電話の普及とともに、インターネット上のサイトで買い物をする機会が増えています。自分が都合のよい時間に買い物ができて便利ですが、トラブルに遭う可能性もあります。インターネットショッピングについて、基本的な知識やトラブル事例を知り被害に遭わないようご注意ください。

インターネットショッピング〇×クイズ

インターネットショッピングは、カタログを見て注文する場合等と同じ『通信販売』に該当します。

クイズ. 1

インターネットショッピングサイトでDVDを購入した。友人に同じDVDを借りたので不要になり、5日後にクーリング・オフ※を通知した。この場合、クーリング・オフ※できるでしょうか？

クイズ. 2

インターネットショッピングサイトに『お客様の都合による返品は一切お受けできません』と表示してある。この場合、表示は有効でしょうか？

クイズ. 3

インターネットショッピングサイトで、事業者の連絡先がメールアドレスしか表示していない。この場合、メールアドレスだけの表示でも良いでしょうか？

〇×クイズ 答え

(答え1) × できません。

⇒通信販売にクーリング・オフは適用されません。ただし、事前に返品条件を表示する必要があります。

(答え2) ○ 有効です。

⇒消費者都合による返品を受け付けないことは違法ではありません。

(答え3) × 表示不足です。

⇒住所や電話番号を表示する必要があります。

(※クーリング・オフ)

クーリング・オフとは、無条件で契約を解除できる制度です。法律で条件が決められています。

広告

わたしのくらし
わたしたちの
地域に

協同がはぐくむ
安心と笑顔を



京都生活協同組合

075-681-2190 <http://www.kyoto.coop/>

広告

URL ; <http://www.kyoto-marutsuke.co.jp/>

製造・卸
株式会社 丸漬
〒600-0848
京都市下京区朱雀分木町
電話(075)321-6428
ファックス(075)321-6239



確かな品質と安心・安全を
心掛けております。

広告表示を確認しましょう

通信販売では広告が購入の決め手になるため、以下の項目等を広告に表示する必要があります。

(ただし、消費者に求められて以下を記載した書面を遅滞なく提供すれば、広告は一部省略可能)

- 1.販売価格（送料についても表示が必要）
- 2.代金の支払時期及び方法
- 3.商品の引渡し時期（「〇月〇日まで」や、「〇日以内」等、明確な表示が必要）
- 4.返品特約（返品できるかどうか、どのような場合に返品できるか表示が必要）
なお、「特定商取引法」が改正（平成21年12月1日から施行予定）され、
法改正後は、返品条件について表示されていない場合は、8日間は解除ができることになります。
ただし、商品を返送する送料は消費者が負担する必要があります。
- 5.事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
詳しくは、特定商取引法の「通信販売に対する規制」をご確認ください。
消費生活安心ガイドホームページ <http://www.no-trouble.jp/>
個人間売買には上記のような表示義務はなく、自己責任が求められます。

トラブル事例 インターネットショッピングでは、下記のようなトラブル事例もあります。

- ◆入金したのに商品が届かず、相手に連絡がとれなくなった！
- ◆業者に返品の申し出をしたいが、話中ばかりで電話がつながりにくい！
- ◆届いた商品が注文したものと異なる！商品が壊れていた！
- ◆インターネット・オークションのIDを第三者に不正利用された！
- ◆インターネット・オークションの出品商品を送ったが、壊れていた、届かない等の苦情を受けた！

注意しましょう！

- ◆事前に、商品の内容や、相手の連絡先、返品特約等をよく確認しましょう。
- ◆申込画面や連絡先等は、保存や印刷をして証拠を残しておきましょう。
- ◆代金引換郵便制度の利用等、入金だけが先にならない方法も考えてみましょう。ただし、そのような方法でもトラブルの可能性はあり万全ではありません。
- ◆電子メール、振込の控え、宅配便の伝票等証拠を必ず残しておきましょう。

十分に注意をしても、トラブルに遭う可能性はあります。事前にリスクも含めてよく検討してください。

不審に思うことがあれば、取引をやめましょう。詳しくは、市民総合相談課（市民生活センター）までご相談ください。（個人間売買は、法律相談でアドバイスを受けることになります。）

広告



田尻司法書士事務所

お気軽にご相談下さい！

債務整理（過払い・借金）
相続 / 遺言 / 成年後見 / 登記手続

TEL:075-393-1550

西京区山田四ノ坪町1番地6
[西京区役所前 交差点西へすぐ]

<http://www.ts-shihoushoshi.com>

田尻司法書士事務所 検索

広告



Sun Light

グラフィックデザイン・各種印刷物
特殊印刷・加工・各種販促品
企画・製造・経本・掛け軸・巻物

611-0002 京都府宇治市木幡平尾29-16
携帯 090-3966-8411 E-mail sunlight@festa.ocn.ne.jp

市民総合相談課 ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。

■消費生活相談

TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

※週末緊急時の消費生活相談はTEL257-9002

(土・日 午前10時～午後4時、電話相談のみ)

■多重債務相談

TEL 256-3160

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

＜多重債務特別相談＞

開催日	開催時間	定員
毎週水曜日	午前9時～正午	4名
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分	8名
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分	4名

いずれも1人あたりの相談時間は45分(面談のみ、電話予約制)

■出前講座、会議室、パネル等貸出の問合せ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4F(市民生活センター)

※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部

市民総合相談課

(FAX) 256-0801

(ホームページ)

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

閉庁日

土、日、祝日、年末年始
(12月29日～1月3日)

↑「インターネット消費生活相談」、「マイシティライフへのご意見・ご要望」、「消費者川柳応募」もこちらから

■交通事故相談

TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談、法律相談に関する問合せ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

＜法律相談＞

実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時	15名
	第2・第4水曜日	午後6時～8時	12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

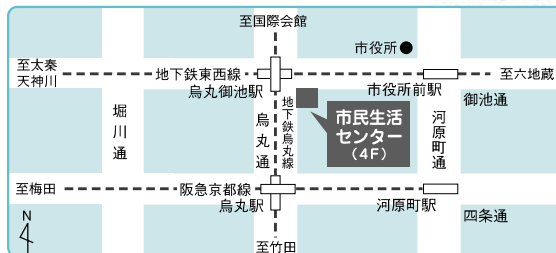
いずれも1人あたりの相談時間は20分(面談のみ)

※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日、第2・第4水曜日は電話予約制)

※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

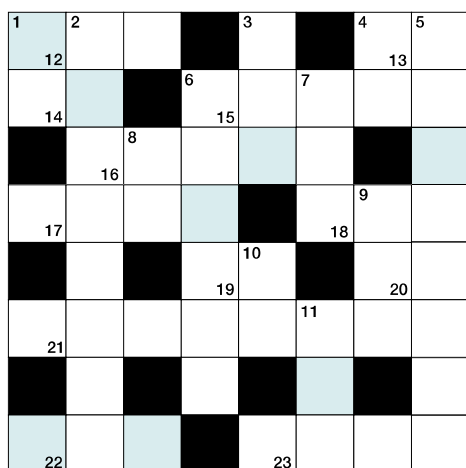
■地下鉄「烏丸御池」駅下車、
「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ

※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用下さい。



クロスワード

を組合わせると、1つの言葉になります。それはなんでしょう。(正解は次号発表)



201号のクロスワードの答え：クーリングオフ

消費者川柳・クロスワードの応募

消費者川柳	クロスワード
応募資格 京都市内在住または通勤通学の高校生以上の方	京都市内在住の方
応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳と作品への一言コメント	解答
応募方法 ハガキまたはA4版の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、上記住所へ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。	ハガキに郵便番号・住所・氏名・マイシティライフ202号の感想を記入し、上記住所へ郵送してください。
その他 毎月1作品を掲載します。作品掲載の謝礼有(図書カード3,000円分)	抽選で、当課オリジナルグッズを3名様にお送りします。

発行/平成21年9月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政業務とは直接関係ありません。文化市民局市民生活部市民総合相談課 京都市印刷物 第214298号

大豆油インクを使用しています



本誌は古紙パルプを配合しております

＜タテのかぎ＞

- 1 永遠の時を生きたという伝説上の鳥であり、火の鳥または〇〇鳥とも言われる。
- 2 本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備える、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくという制度。
- 3 フランスの小説家・劇作家、小説「三銃士」「モンテ・クリスト伯(岩窟王)」が代表作。
- 4 凹の対をなすもの。
- 5 公務員が仕事をするにあたり、必要となるものです。
- 6 京都三大祭の一つで、毎年10月22日に行われる。
- 7 樹や化粧道具を入れておく箱。くしぼこ。
- 8 面・胴・〇〇
- 9 〇〇〇くじ。線のはしに当たりはずれなどを書いて隠し、各自が引き当てにくじのこと。
- 10 購入した際、これを上げて自分のサイズにあわせず。
- 11 手塚治虫作の漫画「鉄腕アトム」に登場する主人公アトムの妹の名前。

＜ヨコのかぎ＞

- 12 囲碁で、序盤戦での要所要所への石の配置。
- 13 乗り物に乗らないで歩いて行くこと。
- 14 〇〇的判断はほどほどに...
- 15 詳しくその事柄に通じていること。精通。
- 16 相撲で、立ち合いなどに相手の眼前で両手を打ち、ひるませて自分優位の型に入る戦法。
- 17 最近では様々なものが登場しています。特集参照。
- 18 夏安居(げあんご)が終わること。また、その最終日。解夏(げげ)。
- 19 液体や穀物などの分量をはかる容器。豊臣時代の京〇が有名。
- 20 主として日本(大和)の神に仕える女性のこと。
- 21 市民総合相談課では、毎週月・火・木・金曜日と第二・第四水曜日の夜間、各区役所・支所では毎週水曜日にやっています。
- 22 手数料・税金などを納めたことの証明として書類などにはる法定の紙片。
- 23 地中に埋設された排水路。しばしば既存の河川に蓋をして作られる。

編集後記

暑い夏も過ぎ、実りの秋となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今秋は特集ページでご紹介させていただきました消費者力検定を受験して、消費者力をアップさせてみませんか? きっと自らの生活をふり返る良い機会になると思います。皆様のチャレンジお待ちしております!